

徳島県告示第六百四十号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十一号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七條の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和七年十一月一十六日

徳島県知事　後藤田　正　純

一 入札に付する事項

- 1 調達物品等の名称及び予定量  
徳島県六合同庁舎で使用する電気  
調達期間における予定使用電力量の合計　一、八五七、九〇〇キロワットアワー
- 2 調達物品等の特質等  
仕様書による。
- 3 契約期間  
令和八年二月一十七日から令和九年三月三十一日まで
- 4 調達期間  
令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで
- 5 需要場所

施設名	所在地
徳島合同庁舎	徳島市新蔵町一丁目六七
吉野川合同庁舎	吉野川市川島町富島七三六一
南部総合県民局阿南庁舎	阿南市富岡町あ玉谷四六
同 美波庁舎	海部郡美波町奥河内字弁才天一七番地一
西部総合県民局美馬庁舎	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南七三
同 三好庁舎	三好市池田町マチ一四一五番地

二 入札に参加する者に必要な資格  
この入札に参加する者に必要な資格は、1から9までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。

- 1 地方自治法施行令第一百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第一一六号）第四条第一項の規定による審査により入札に参加する資格（以下「入札審査要綱参加資格」という。）を有すると認められた者であること。
- 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- 5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て、民事

再生法（平成十一年法律第一百一十五号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成十六年法律第七十五号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていらない者であること。

6 電気事業法（昭和三十九年法律第二百七十号）第一条の二の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

7 電源構成、非化石証書の使用状況及び一酸化炭素排出係数の情報開示、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入等に關し、入札説明書に掲げる条件を満たす者であること。

8 調達期間の初日から供給をすることが可能である者であること。

9 需要場所における予定使用電力量の供給に十分な電源を確保している者であること。

### 三 入札審査要綱参加資格の審査の申請手続に関する事項

1 入札審査要綱参加資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、知事が定める一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）に必要書類を添付して、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出し、入札審査要綱参加資格の審査を受けなければならない。

なお、受領期限までに申請を行つた場合でも、審査申請書等に不備があるときは、この入札公告に係る入札審査要綱参加資格が与えられないことがある。

#### 2 審査申請書等の受領期限及び提出場所

##### （一）受領期限

令和八年一月二十六日（月曜日）午後五時

##### （二）提出場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課調度担当（電話　〇八八六二一〇六七）

### 四 契約条項を示す場所等

1 契約条項を示す場所並びに入札説明書、仕様書及び契約条項についての問合せ先  
徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課貯金管理担当

電話　〇八八六二一〇六四

#### 2 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所

##### （一）交付期間

令和七年十二月二十六日（金曜日）午前九時から令和八年二月二十日（金曜日）午後五時まで

##### （二）交付場所

徳島県ホームページにおいて無償で交付する。

### 五 入札に参加する者に求められる事項等

1 入札に参加しようとする者は、（一）に規定する入札に参加する者に必要な資格の確認を受けるため、次に掲げる書類（以下「確認資料」という。）を、県の指定する様式により、2の（一）に掲げる提出期間内に2の（二）に掲げる提出場所へ提出すること。  
(一) 入札参加資格確認票

二酸化炭素排出係数等適合証明書

電気事業法第二条の二の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し

(三)(二) 適正な電力供給のための体制が分かるもの（供給約款等）

電力供給実績調書

(五)(四) 確認資料の提出期間、提出場所、提出方法及び提出部数

提出期間

令和七年十一月一十六日（金曜日）から令和八年一月一十六日（月曜日）まで（県の休日（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第二号）第一条第一項各号に掲げる日をいう。）を除く。）の午前十時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）

(二)

提出場所  
郵便番号 七七〇 八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課庁舎管理担当

電子メール [kanzaiKa\\_eshinsei@mail.pref.tokushima.lg.jp](mailto:kanzaiKa_eshinsei@mail.pref.tokushima.lg.jp)

ファクシミリ ○八八六一一一八一八

提出方法

電子メール、ファクシミリ、直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便（簡易書留郵便を含む。以下同じ。）とし、提出期間内に必着のこと。）

(四) 提出部数

一部とする。

六 入札手続等

1 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

(一) 日時  
令和八年二月二十五日（水曜日）午後一時三十分

(二) 場所  
徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課入札室

入札書の提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、2の(一)に掲げる提出期間内に必着のこと。）

2 郵送による場合の入札書の提出期間及び宛先

提出期間  
令和八年二月二二日（火曜日）から同月二十九日（金曜日）午後五時まで

(二) (一) 宛先  
郵便番号 七七〇 八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課庁舎管理担当

3 入札方法

入札金額は、調達期間の電気料金の総価を記載すること。

なお、落札者の決定に当たつては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもつて落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 4 入札保証金及び契約保証金

##### 免除

##### 5 入札の失格

入札書記載金額と入札内訳書記載の合計額（税抜）が一致しない者は失格とする。

##### 6 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 二に規定する入札に参加する者に必要な資格がないと認められた者及び虚偽の申請を行つた者のした入札

(二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて封書の表面に「徳島県六合同庁舎で使用する電気の入札書在中」の朱書きがなく、入札書であることが確認できなかつた入札

##### 記名のない入札

(四)(三) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもつて価格を表示しない入札

##### 同一事項に対しても二通以上の入札

他人の代理人を兼ね、又は一人以上の代理をした者の入札

代理人が入札する場合に委任状を提出しないでした入札

明らかに連合によるものと認められる入札

(九)(八)(七) その他入札に関する条件に違反した入札

##### 7 落札者の決定方法

徳島県契約事務規則（昭和三十九年徳島県規則第三十九号）第十八条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行つた者を落札者とする。落札となるべき同価の入札を行つた者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わつて本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

##### 8 契約書作成の要否

##### 要

9 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県企画総務部管財課

徳島市万代町一丁目一番地

10 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

##### 11 その他

誰黙せ、入札説明書立てる。

(二)(一) 本件は[定期選舉式]、契約取扱（留保）[十一]、其供應水七十噸の定期選舉式。該の三の規定に斯く、此の定期選舉式である。契約總額の額をもれの定期選舉式にてこのトリの契約に係る額の予算が成立しなかつた場合又は減額した場合せ、此の契約の付帯又は一部の削除又は解除が行われたる事によるもの等の原因の際に、此の契約が解消又被て解除が行われたる事によるもの等の原因の際に、

(二) 題印押

德島県立総務部電気課印

電気 ○七八 一三一 一〇一四

ハムカム 〇七八 一三一 一六一六

電気メーラ kanzaika\_eshinsei@mail.pref.tokushima.lg.jp

七 Summary

- 1 Nature and Quantity of the Products to be Purchased Electricity used in Tokushima Prefectural the 6 Common Buildings of the Tokushima Prefectural Government Office.  
the Estimated Electricity: 1,857,900kWh
- 2 Period for the Submission of Tender Hand delivered submission: 1:30 p.m. on February 25, 2026 Submission by mail: between February 3, 2026 and 5:00 p.m. on February 20, 2026
- 3 Section in charge of contract Property Management Division, Planning and General Affairs Department, Tokushima Prefectural Government Office.
- 4 Enquiry Section, regarding Notice of Tender Property Management Division, Planning and General Affairs Department, Tokushima Prefectural Government Office.  
1-1 Banda-i-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570 Phone: 088-621-2064
- 5 Enquiry Section, regarding Notice of Tender Property Management Division, Planning and General Affairs Department, Tokushima Prefectural Government Office.  
1-1 Banda-i-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570 Phone: 088-621-2064